

作成日 2023/08/24
改訂日

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

製品名	防水スプレー
会社名	株式会社MonotaRO
所在地	〒660-0876 兵庫県尼崎市竹谷町2-183 リベル3階
担当者名	商品お問合せ窓口
電話番号	0120-443-509
FAX番号	0120-289-888
整理番号	M230824

2. 危険有害性の要約 化学品のGHS分類

物理化学的危険性	エアゾール 区分1
健康有害性	皮膚腐食性／刺激性 区分2 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1(循環器系) 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(麻酔作用)
	上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語 危険有害性情報

危険
H222 極めて可燃性の高いエアゾール
H229 高压容器: 熱すると破裂のおそれ
H315 皮膚刺激
H336 眠気又はめまいのおそれ
H370 循環器系の障害

注意書き 安全対策

熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)
裸火又は他の着火源に噴霧しないこと。(P211)
使用後を含め、穴を開けたり燃やしたりしないこと。(P251)
粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。(P260)
取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)
屋外又は換気の良い場所だけで使用すること。(P271)

保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。(P280)

応急措置

皮膚に付着した場合: 多量の水と石鹸で洗うこと。(P302+P352)
吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師に連絡すること。(P308+P311)
皮膚刺激が生じた場合: 医師の診察／手当てを受けること。(P332+P313)

保管	汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。(P362+P364)
	換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233)
廃棄	施錠して保管すること。(P405)
	日光から遮断し、50℃以上の温度にばく露しないこと。(P410+P412)
	内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
ビニリデンフルオライド・クロロトリフルオロエチレン共重合物	3.0～8.0%	不明	(6)-1139	既存	9010-75-7
2-メチルペンタン	15.0～25.0%	(CH ₃) ₂ CH CH ₂ CH 2CH ₃	(2)-6	既存	107-83-5
2, 2, 4-トリメチルペンタン	40.0～50.0%	C ₈ H ₁₈	(2)-8	既存	540-84-1
プロパン	5.0～10.0%	CH ₃ CH ₂ C H ₃	(2)-3	既存	74-98-6
イソブタン	15.0～20.0%	C ₄ H ₁₀	(2)-4	既存	75-28-5

4. 応急措置

吸入した場合

吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合

皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で洗うこと。
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。
皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。
特別な処置が必要である。

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

眼に入った場合

眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

飲み込んだ場合

口をすすぐこと。
飲み込んだ場合、気分が悪いときは、医師に連絡すること。
ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

5. 火災時の措置

適切な消火剤

周辺火災に応じて適切な消火剤を用いる。

使ってはならない消火剤

粉じんが発生している時は乾燥砂を用いる。

火災時の特有の危険有害性

棒状水。
燃焼ガスには、一酸化炭素などの有毒ガスが含まれるので、消火作業の際には、煙の吸入を避ける。

特有の消火方法

消火作業は、風上から行う。
周辺火災の場合に移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。

消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置

火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。
関係者以外は安全な場所に退去させる。
消火作業では、適切な保護具(手袋、眼鏡、マスクなど)を着用する。

6. 漏出時の措置
人体に対する注意事項、
保護具及び緊急時措置

環境に対する注意事項
封じ込め及び浄化の方法
及び機材

二次災害の防止策

作業には、必ず保護具(手袋・眼鏡・マスクなど)を着用する。
多量の場合、人を安全な場所に退避させる。
必要に応じた換気を確保する。
漏出物を河川や下水に直接流してはいけない。
少量の場合、吸着剤(土・砂・ウエスなど)で吸着させ取り除いた後、残りをウエス、雑巾などでよく拭き取る。大量の水で洗い流す。
多量の場合、盛り土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてからドラムなどに回収する。
付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。
床に漏れた状態で放置すると、滑り易くスリップ事故の原因となるため注意する。
漏出物の上をむやみに歩かない。

7. 取扱い及び保管上の注意
取扱い

技術的対策

安全取扱注意事項

保管

接触回避
安全な保管条件

『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
蒸気またはヒュームやミストが発生する場合は、局所排気装置を設置する。
取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。
使用後を含め、穴をあけたり燃したりしないこと。
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
取扱い後はよく手を洗うこと。
屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
保護手袋を着用すること。
粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
『10. 安定性及び反応性』を参照。
『10. 安定性及び反応性』を参照。
日光から遮断し、換気の良い場所で保管すること。
日光から遮断すること。
施錠して保管すること。
容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
2-メチルペンタン	未設定	未設定	TWA 500 ppm, STEL 1000 ppm
2, 2, 4-トリメチルペンタン	未設定	未設定	TWA 300 ppm, STEL -
イソブタン	未設定	500ppm(1200mg/m ³)	TWA -, STEL 1000 ppm (EX)

プロパン	未設定	未設定	TWA See Appendix F: Minimal Oxygen Content (D, EX), STEL See Appendix F: Minimal Oxygen Content (D, EX)
ビニリデンフルオライド・クロロトリフルオロエチレン 共重合物	未設定	未設定	未設定

設備対策

蒸気、ヒューム、ミストまたは粉塵が発生する場合は、局所排気装置を設置する。
取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。
機器類は防爆構造とし、設備は静電気対策を実施する。

保護具

呼吸用保護具

必要に応じて、適切な呼吸器用保護具を着用すること。

手の保護具

保護手袋を着用すること。

眼、顔面の保護具

必要に応じて、適切な眼の保護具を着用すること。

皮膚及び身体の保護具

必要に応じて、適切な保護衣を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態

エアゾール

形状

液体

色

無色透明

臭い

なし

融点／凝固点

データなし

沸点又は初留点及び沸点

60℃

範囲

可燃性

データなし

爆発下限界及び爆発上限 下限 界／可燃限界

データなし

上限

データなし

引火点

≤-20.0℃ タグ密閉式

自然発火点

データなし

分解温度

データなし

pH

データなし

動粘性率

データなし

溶解度

非水溶性液体

n-オクタノール／水分配 係数

データなし

蒸気圧

データなし

密度及び／又は相対密度

0.6～0.7g/cm³(液体)

相対ガス密度

0.50～0.56(25℃)

粒子特性

データなし

10. 安定性及び反応性

反応性

通常の取扱い条件下では危険有害反応を起こさない。

化学的安定性

通常の取扱い条件下では安定である。

危険有害反応可能性

避けるべき条件

混触危険物質

危険有害な分解生成物

通常の実取扱い条件下では危険有害反応を起こさない。

火災発生源

強酸・強アルカリ等

火災などの場合は、毒性の強い分解生成物水蒸気、一酸化炭素、二酸化炭素が発生する可能性がある。

11. 有害性情報

急性毒性

経口

経皮

吸入

データ不足のため分類できない。

データ不足のため分類できない。

(気体)

GHS定義による気体ではない。

(蒸気)

データ不足のため分類できない。

(粉じん・ミスト)

データ不足のため分類できない。

区分2の成分合計が25%のため、区分2とした。

危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。

毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。

データ不足のため分類できない。

データ不足のため分類できない。

データ不足のため分類できない。

データ不足のため分類できない。

(生殖毒性)

データ不足のため分類できない。

(生殖毒性・授乳影響)

データ不足のため分類できない。

区分1(循環器系)の成分が17%のため、区分1(循環器系)とした。

区分3(麻酔作用)の成分合計が27%のため、区分3(麻酔作用)とした。

データ不足のため分類できない。

皮膚腐食性／皮膚刺激性

眼に対する重篤な損傷性

／眼刺激性

呼吸器感作性

皮膚感作性

生殖細胞変異原性

発がん性

生殖毒性

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

特定標的臓器毒性(反復ばく露)

誤えん有害性

動粘性率が不明のため、分類できないとした。

12. 環境影響情報

水生環境有害性 短期(急性)

(毒性乗率×100×区分1)+(10×区分2)+区分3の成分合計が0%のため、区分に該当しないとした。

毒性未知成分を含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。

水生環境有害性 長期(慢性)

(毒性乗率×100×区分1)+(10×区分2)+区分3の成分合計が0%のため、区分に該当しないとした。

毒性未知成分を含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。

生態毒性

データなし

残留性・分解性

データなし

生体蓄積性

データなし

土壤中の移動性

データなし

オゾン層への有害性

データ不足のため分類できない。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

廃棄においては、関連法規制ならびに地方自治体の基準に従うこと。

都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、または地方公共団体が廃棄物処理を行っている場合はそこに委託して処理する。

汚染容器及び包装

廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和などの処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。

内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託すること。

容器は洗浄してリサイクルするか、関連法規制ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

焼却に際しては引火性物質を含むので注意して行う。

14. 輸送上の注意
国際規制

海上規制情報	IMOの規定に従う。
UN No.	1950
Proper Shipping Class	エアゾール
Packing Group	2.1
Marine Pollutant	－
Liquid Substance	Not applicable
Transported in Bulk	Not applicable
According to MARPOL 73/78, Annex II, the IBC Code	

航空規制情報	ICAO／IATAの規定に従う。
UN No.	1950
Proper Shipping Class	エアゾール
Packing Group	2.1
陸上規制	－
海上規制情報	消防法の規定に従う。
国連番号	船舶安全法の規定に従う。
品名	1950
クラス	エアゾール
容器等級	2.1
海洋汚染物質	－
MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質	非該当
	非該当

国内規制

航空規制情報	航空法の規定に従う。
国連番号	1950
品名	エアゾール
クラス	2.1
等級	－

緊急時応急措置指針番号

126

15. 適用法令
労働安全衛生法

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)

危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号)

危険物・可燃性のガス(施行令別表第1第5号)

労働安全衛生法(令和6
年4月1日以降)

労働安全衛生法施行令
(昭和47年政令第318
号)第18条及び第18条
の2に基づくラベル表示・
SDS等交付の義務対象物
質に新たに追加する物質
(令和8年4月1日施行予
定)

毒物及び劇物取締法
化学物質排出把握管理促
進法(PRTR法)
消防法
大気汚染防止法

海洋汚染防止法

外国為替及び外国貿易法
船舶安全法
航空法

港則法

道路法

特定有害廃棄物輸出入規
制法(バーゼル法)
化学兵器禁止法

16. その他の情報 参考文献

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条
の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)

オクタン(政令番号:115)(30%-40%)

ブタン(政令番号:482)(10%-20%)

ヘキサン(政令番号:520)(20%-30%)

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条
第1項、施行令第18条第1号～第2号別表第9)

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条
の2第1項、施行令第18条の2第1号～第2号別表
第9)

オクタン(政令番号:115)(30%-40%)

ブタン(政令番号:482)(10%-20%)

ヘキサン(政令番号:520)(20%-30%)

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条
第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条
の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)

非該当
非該当

第4類 引火性液体 第一石油類(非水溶性)
揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都
道府県への通達)
揮発性有機化合物(法第2条第4項)(平成14年度V
OC排出に関する調査報告)
個品運送P(施行規則第30条の2の3、国土交通省
告示)
有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1)
輸出貿易管理令別表第1の16の項
高圧ガス(危規則第3条危険物告示別表第1)
高圧ガス(施行規則第194条危険物告示別表第1)

その他の危険物・高圧ガス(法第20条第2項、規則
第12条、危険物の種類を定める告示別表)
車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本
高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第
2)
特定有害廃棄物(法第2条第1項第1号イ、平成30
年6月18日省令第12号)
有機化学物質(法第29条1、施行令第4条1)

製造元メーカー提供資料
NITE GHS分類結果一覧
JIS Z 7252 GHSに基づく化学物質等の分類方法
JIS Z 7253 GHSに基づく化学品の危険有害性情報
の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全デー
タシート(SDS)
経済産業省 事業者向けGHS分類ガイダンス

その他

日本ケミカルデータベース(株)SDS作成システム
「ezSDS」により作成。

危険・有害性の評価は必ずしも十分ではないので、
取扱いには十分注意して下さい。